

『安全で快適な住宅改善事業補助金』追加受付のお知らせ！

2014年10月22日

村では、村民の安全・安心な住まいづくりの促進と地域経済の活性化を図るため、住宅の改善を村内業者によって実施する場合に、費用の一部を補助しています。

今回、好評により予算を200万円増額し追加で受付いたしますので、補助金を利用される方は、下記の事項に留意し申請してください。

■ <<受付期間>>

◇平成26年10月1日(水)から

※予算が無くなり次第終了となります。

※本補助金は今年度で終了になります。

■ <<補助対象となる工事>>

A住宅改修工事

(屋根換え工事、塗装工事、畳替え工事、建具の入れ替え工事など)

B住宅の給排水設備の改善工事

(上水道給水、下水道の接続工事など)

C住宅外構補修工事

(壁の改修・防護柵・手すり設置・雨水処理工事など)

※複数の工事を併せて実施することも可能です。

※今回の追加受付分は、工事の実施時期が冬期間となるため、

屋根換え工事や屋根塗装工事については計画的に行ってください。

■ <<補助事業の内容>>

◇住民登録されている方が所有し、居住している個人の住宅。

※併用住宅の場合は、事業用、居住用の面積按分で補助金額を算出します。

◇村内の施工業者に発注するものに限り、

◇村で実施している同様の補助金及び助成金を受けていない方に限り、

◇補助は、住宅1棟につき1回で、村税等の滞納がない世帯に限り、

◇10万円以上の住宅改善工事について、工事費の2分の1(上限20万円)を補助します。(千円未満は切り捨てとなります。)

■ <<必要書類>>

◇ [補助金交付申請書\(様式第1号・第2号\)\(89.2KBytes\)](#)

◇工事見積書の写し(工事内容や単価などのわかるもの)

◇工事施工前の写真

◇工事施行箇所を示す図面(簡単な平面図、立面図等に工事箇所を記入してください)

■ 【注意事項】

○交付決定前に着手した工事は補助対象外です。

お問い合わせ

住民課

電話:0241-23-3113 E-Mail:seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp